

子育て住宅促進区域の 指定基準について

子育て住宅促進区域の指定要件



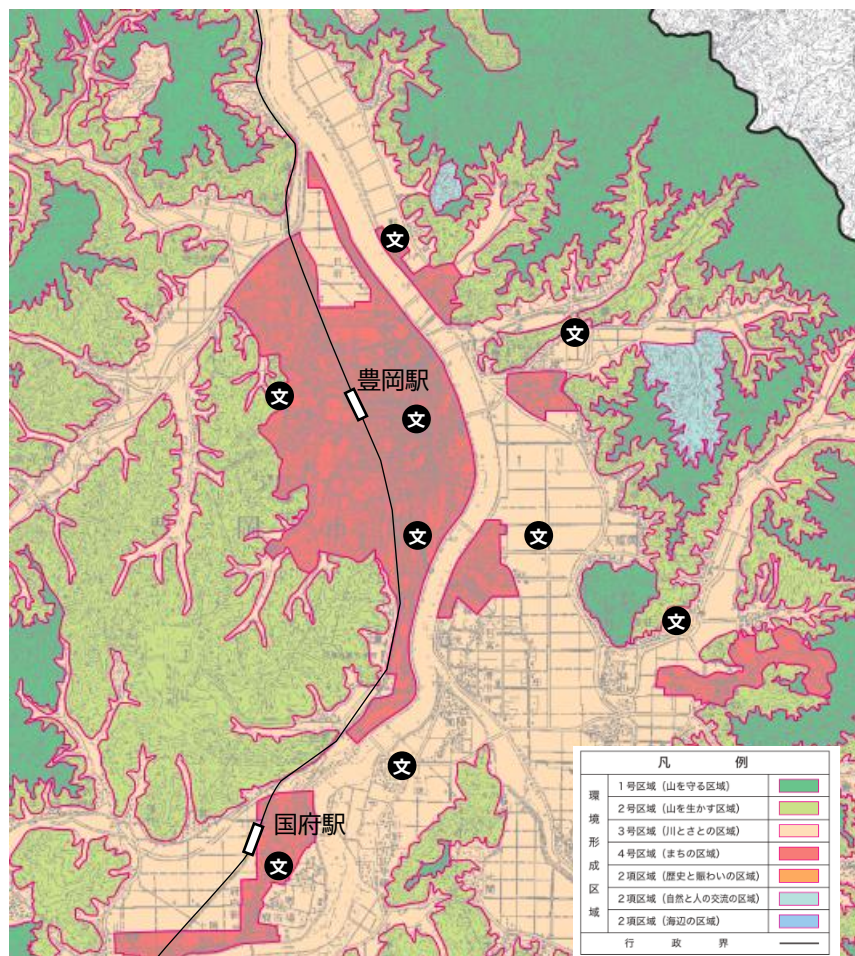
項目	市街化区域	市街化区域以外
① 住宅ストックの状況	● 良質な住宅ストックを有する又は供給見込みがある区域であること	● 既存住宅ストックの活用が見込める又は更新が必要な区域であること
② 土地利用の状況	● 既成市街地又は計画的に整備される住宅地 ・ 指定区域の概ね全域を開発する場合、整備時期、主体及び規模が明確であり、地区計画やまちづくり計画等により良好な住環境が維持される見込みがあること	● 市街地又は集落の区域を基本とする ・ 原則として、農地を含まないこと
③ 子育て世帯の生活利便性	● 地域拠点である駅又はバス停を中心として、子育て資源が概ね徒歩圏内にある区域であること ・ 徒歩圏は、原則約800mとするが、車やバスによる移動が多い場合など、地域の実情に応じた距離も可能 ・ バス停は、通勤・通学に活用可能なものであること ・ 通学路が安全であること（地域による見守り活動などソフト対策によるものも含む） 子育て資源は、子育て世帯を支える地域の施設、人材、活動、ネットワークなどの社会的資源をいい、例えば、学校や保育所、公園、図書館、学童保育といった施設に加え、子ども食堂、地域行事、スポーツ・文化活動、見守り活動などが考えられる。	● 子育て資源が比較的充実し、小中学校が概ね徒歩圏内にある区域であること ・ 徒歩圏の距離は、通学しやすさの観点から、地域の実情に応じたものとする ・ 通学路が安全であること（地域による見守り活動などソフト対策によるものも含む） ・ 子育て資源の充実を図る将来計画がある地域も対象
④ 都市計画等の位置付け	● 用途地域内であること（工業専用地域等を除く） ・ 立地適正化計画を作成している場合、居住誘導区域内であること	● 緑条例による「まちの区域」を基本とすること ・ 立地適正化計画を作成している場合、居住誘導区域内であること
⑤ 居住の安全性	● 災害ハザードエリアを含まないこと	● 災害ハザードエリアを含まないこと
⑥ 区域の規模	● 概ね0.5ha以上のまとまりのある区域であること ・ 市町が子育て住宅総合支援事業を実施見込みであること	● 概ね0.5ha以上のまとまりのある区域であること ・ 市町が子育て住宅総合支援事業を実施見込みであること

区域指定の対象エリアの例

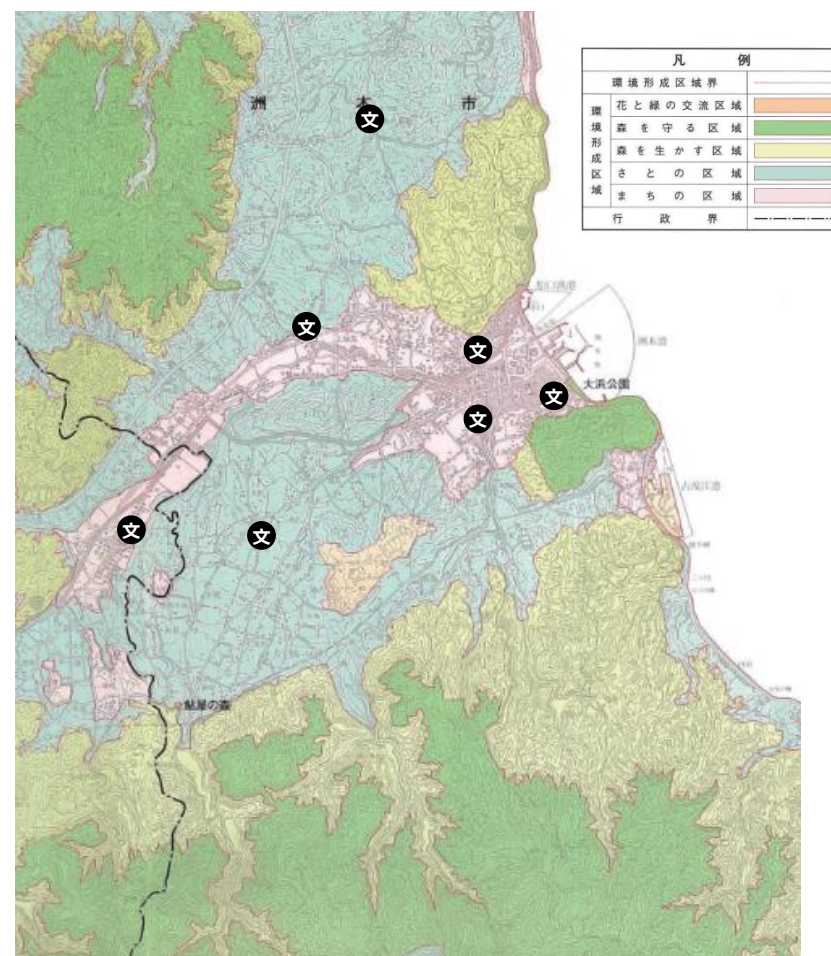


市街化区域以外の場合

豊岡市(豊岡駅前を中心市街地等)



洲本市(中心市街地)



緑条例 環境形成区域指定図 (抜粋)